

手 数 料 表

本所が有料職業紹介を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職（取扱職業のうち家政婦・家政夫の場合のみ）の申し込みを受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 6 5 0 円（消費税相当分を含む）を求人者から

求職の受付 1 件につき 6 5 0 円（消費税相当分を含む）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申し込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 1 0 . 2 %（消費税相当分を含む）に相当額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額

① 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の 1 0 . 2 %（消費税相当分を含む）に相当する額

② 当該 6 箇月の雇用にかかる賃金について支払われた賃金から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 1 3 . 7 %（消費税相当分を含む）に相当する額

3 第二種特別加入保険に充てるべき手数料

個人である求人者に就職（介護作業に従事する場合）が決定した場合、労災保険料として労働基準監督署に納入するために、求人者から支払われた賃金の 0 . 7 5 % に相当する額を紹介手数料とともに申し受けます

（注）「諸費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

平成 2 7 年 4 月 1 3 日

事業所名 株式会社 ゆ と り

責任者 工 藤 晋 次